

## 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員の 給与の計算及び支給に関する規程

平成28年4月1日

改正 平成28年12月6日

改正 平成29年3月16日

改正 平成29年4月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条（給与等）の規定により職員のうち月報者に支給する給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給料に手当を加えたものを給与という。(以下同じ。)

2 給料は、月額とし、別表第1から別表第6に定める。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、待機手当、期末手当、勤勉手当、業務手当とする。

(給与の支給日等)

第3条 給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）は、毎月21日に支給する。

2 期末手当、勤勉手当、業務手当は、6月及び12月に支給する。

3 前2項に規定する支給日が、就業規則第15条第1項に規定する所定休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

4 給与は、その全額を、直接職員本人に現金で支給する。ただし、その職員の申し出及び職員代表との書面による協定により口座振込の方法により支給することができる。

(非常時の支給)

第4条 職員が、職員又は職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀等、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため、請求したときは、請求の日までの給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）を日割支給することがある。

(給料の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給する。
- 3 昇給、降給等により給料額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第2項から第4項までの規定により給料を支給する場合であって、月の途中から又は月の途中まで支給するときは、その月の所定勤務日数に対するその職員の所定勤務日数の割合に応じて日割支給する。

(短時間勤務職員等についての給料)

第6条 育児短時間勤務又は短時間勤務の許可を受けた職員の給料月額は、その職員の受ける号給に応じた額に、許可後のその職員の1週間の所定勤務時間を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間(38時間45分)で除して得た額とする。

(再雇用職員の給料月額等)

第7条 就業規則第2条第1項第3号に規定する再雇用職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、その職員に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 第9条(初任給、昇格、昇給等)、第11条(扶養手当)及び第12条(住居手当)の規定は、再雇用職員には、適用しない。

(職務の分類等)

第8条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づいて別表第1から別表第6の給料表に掲げる職務の級に分類するものとする。

- 2 前項の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に掲げるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第8に掲げるところにより決定する。

- 2 前項に規定する職員の号給を決定する場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その職員の号給を調整することがある。
- 3 職員の昇給は、4月1日に前年度における人事評価及び勤務実績に応じて行うものとする。

- 4 職員を昇格させた場合は、前項の昇給に加えて特別の昇給を行うことがある。
- 5 職員を降格させた場合における号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、別表第9職の欄に掲げる職にある職員に支給し、その額は、その職の属する職務の級に応じ、それぞれ対応する同表管理職手当の額の欄に掲げる額（短時間勤務職員等にあつては、その額に許可後のその職員の1週間の所定勤務時間乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（38時間45分）で除して得た額）とする。

2 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

3 第1項の規定により管理職手当が支給される職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

（1）配偶者（届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）満60歳以上の父母及び祖父母

（4）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）重度心身障害者

3 次の各号に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

（1）他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

（2）給与所得、不動産所得、事業所得等の合計額が年額130万円を超える者

（3）終身労務に服することができない程度でない重度心身障害者

4 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、扶養親族として認定することができる。

5 扶養手当の月額は、第2項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同

項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。

- 6 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にあるその扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 7 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を法人に届け出なければならぬ。
  - (1) 新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
  - (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 8 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、扶養親族の認定を行う。この場合において、必要と認めるときは、扶養の事実を証明する書類の提出を求めることができる。
- 9 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、新たに職員となった日、扶養親族がない職員に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、その職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日

が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第7項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

- 10 扶養手当は、これを受けている職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合には、これらの事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第12条 住居手当は、自ら（配偶者を含む。）居住するため住居を借り受け、賃借料（共益費、水道光熱費を除く。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。ただし、配偶者が他から住居手当に相当する手当を支給されている場合は、支給しない。

- 2 前項の賃借料には、月額1万2,000円以下のものは含まない。
- 3 第1項の職員には、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員宿舍管理規程第3条第3項の規定により原則として宿舍へ入居する職員は含まない。
- 4 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
  - (1) 月額2万3,000円以下の賃借料を支払っている職員 賃借料の月額から1

万2,000円を控除した額

(2) 月額2万3,000円を超える賃借料を支払っている職員 賃借料の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

- 5 新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った者は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情、住居の所有関係等を速やかに法人に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住居、賃借料の額、住居の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。
- 6 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、その職員が第1項の職員としての要件を具備しているときは、その職員に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 7 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日が属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日が属する月(その日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日が属する月)から行うものとする。
- 8 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日が属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため、自動車その他の用具を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等の使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの、交通機関等を利用することにより通勤距離及び通勤時間が半分以下にならないものを除く。）
- 2 前項に規定する通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 第6項から第9項までの規定により算出したその職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる額（1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じた額）

通 勤 距 離	手 当 の 額
2 k m 以上 5 k m 未満	2,000円
5 k m 以上 10 k m 未満	4,200円
10 k m 以上 15 k m 未満	7,100円
15 k m 以上 20 k m 未満	10,000円
20 k m 以上 25 k m 未満	12,900円
25 k m 以上 30 k m 未満	15,800円
30 k m 以上 35 k m 未満	18,700円
35 k m 以上 40 k m 未満	21,600円
40 k m 以上 45 k m 未満	24,400円
45 k m 以上 50 k m 未満	26,200円
50 k m 以上 55 k m 未満	28,000円
55 k m 以上 60 k m 未満	29,800円
60 k m 以上	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（自動車等を使用する部分の距離が2キロメートルに満たない職員は、運賃等相当額）
- 3 職員は、新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のために負担する運賃等の額に変

更があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。その要件を欠くに  
至った場合も同様とする。

4 法人は、前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通  
勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提出を求  
める等の方法により確認し、その職員が第1項の職員としての要件を具備する  
ときは、その職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。

5 第2項第1号に掲げる運賃等相当額の算出は、運賃、時間及び距離等の事情に  
照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃  
等の額によるものとする。

6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけ  
るそれぞれの通勤方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られ  
た所定勤務時間が深夜に及ぶためにこれにより難しい場合等正当な理由がある場合  
は、この限りでない。

7 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額と  
する。

(1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用す  
る区間（第3号に該当する区間を除く。）については、その区間に係る通用期間  
6か月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉  
となる定期券の価額）。ただし、交替勤務に従事する職員で1か月当たりの平均  
通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、  
同号による額とする。

(2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当す  
る区間を除く。）については、その区間についての通勤21回分（交替勤務に従事  
する職員等にあつては、1か月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額で  
あつて、最も低廉となるもの

(3) 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、その区間につい  
て定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものにつ  
いては、その区間に係る通用期間1か月の定期券の価格（価格の異なる定期券  
を発行しているときは、最も合理的かつ低廉となる定期券の価額）

8 第6項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等  
について、前項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出



した額の総額とする。

9 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、その職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

10 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

11 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合（職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、その月の通勤手当は支給しない。

（特殊勤務手当）

第14条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、別表第10のとおりとする。

3 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当（診療業務手当を除く。）は支給しない。

（時間外勤務手当）

第15条 時間外勤務手当は、所属長の命令に基づいて就業規則第12条に規定する所定勤務時間外に勤務した職員に対して支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間外にした次の各号に掲げる区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
  - (1) 所定勤務時間が割り振られた日における勤務については、100分の125
  - (2) 就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日の勤務については、100分の135
- 3 短時間勤務職員等が、勤務が割り振られた日において、その職員の所定勤務時間外に勤務した場合は、所定勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の額は、同項に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替え又は代休とされ、あらかじめ就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（(38時間45分)以下「振り替え前の1週間の所定勤務時間」という。）を超えて勤務した職員には、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替えとされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えない場合は、時間外勤務手当は支給しない。
- 6 出張中の職員は、その期間中所定勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当は支給しない。ただし、目的地において所定勤務時間を超えて勤務すべきことを所属長があらかじめ命令した場合であって、その勤務したことについて証明できるものについては、時間外勤務手当を支給することができる。
- 7 所定勤務時間外に、又は振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて、勤務す

ることを命令され、所定勤務時間外にした勤務の時間と振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、各号に掲げる割合を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えてした勤務 100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の75）

（休日勤務手当）

第16条 休日勤務手当は、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）に勤務した職員に対して支給する。

2 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項第2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替え又は代休とされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した職員には、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 第2項の規定にかかわらず、就業規則第15条第1項第2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替えとされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えない場合は、休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第17条 夜間勤務手当は、所属長の命令に基づいて所定勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額とする。

(宿日直手当)

第18条 宿日直手当は、所属長の命令に基づいて宿日直勤務した職員に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、宿直又は日直1回につき別表第11に掲げる額を支給する。
- 3 宿日直勤務は、前3条(時間外勤務、休日勤務、夜間勤務)に含まれないものとする。

(待機手当)

第19条 待機手当は、所属長の命令に基づいて待機した職員に対して支給する。

- 2 待機手当の額は、医師及び歯科医師は1回につき4,000円とし、その他の職員については、1回につき1,000円(24時間待機した場合は、2,000円)とする。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じ、かつ、法人の経営状況を考慮して支給する。

- 2 期末手当の算定対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前年12月1日から5月31日まで
- (2) 6月1日から11月30日まで

(勤勉手当及び業務手当)

第21条 勤勉手当及び業務手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、その勤務成績に応じ、かつ、法人の経営状況を考慮して支給する。

- 2 前条第2項(算定対象期間)の規定は、勤勉手当及び業務手当の算定対象期間について準用する。

(休暇、休職、休業等の給与)

第22条 職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、通常勤務した場合と同額の給与を支給する。

- (1) 就業規則第20条に規定する年次有給休暇
- (2) 就業規則第21条第2項第1号に規定する業務上又は通勤上の傷病による病

## 気休暇

2 職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、通常勤務した場合と同額の給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の管理職手当、通勤手当及び毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当（診療業務手当を除く。）は支給しない。

（1） 就業規則第21条第2項第2号及び第3号に規定する病気休暇

（2） 就業規則第22条に規定する特別休暇

（3） 就業規則第34条に規定する就業禁止

3 職員が就業規則第7条第1項第1号に掲げる業務上の傷病以外の傷病による休職により勤務しない場合は、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第7条第1項第2号に掲げる特別の事情があり休職させることが適当な場合による休職により勤務しない場合は、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、特に許可があった場合を除き、給与を支給しない。

（1） 就業規則第11条に規定する遅刻、早退、欠勤及び私用外出

（2） 就業規則第23条に規定する育児休業、部分休業、介護休業及び自己啓発休業

## （給与の減額）

第23条 職員が前条第5項の規定により1日の所定勤務時間の一部を勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に15分未満の端数を生じたときは切り捨てる。

3 職員が前条第5項の規定により1日の所定勤務時間の全部を勤務しないときは、その勤務しない1日につき、その月の所定勤務日数に対する割合に応じて1日当たりの給与額を減額する。

（時間外勤務手当等及び欠勤等減額の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与

額)

第24条 時間外勤務手当等（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当をいう。）及び欠勤等減額の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当（診療業務手当を除く。）の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（38時間45分）に52を乗じたもので除した額とする。

（端数の計算）

第25条 給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。）の額を算定する場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（給与からの控除等）

第26条 職員に給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。）を支給する際、法令によるもののほか職員代表との書面による協定により次の各号に掲げるものをその職員の給与から控除することができる。

- （1） 職員互助会の掛金
- （2） 千葉県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金、貸付金の返済金及び物資購入代金
- （3） 財産形成貯蓄の積立金
- （4） 団体扱契約を締結した保険会社に係る保険料
- （5） 職員駐車場及び宿舍の利用料
- （6） 院内保育園の利用料
- （7） 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院貸付金貸付規程に基づく貸付金
- （8） 医師及び歯科医師の医局費

2 職員に給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。）が支給されないことにより、前項に規定するものを給与から控除することができない場合は、その職員から直接現金で預かるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日改正）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月11日改正）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員	1	243,300	328,600	394,300	470,100	604,800
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	608,900
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	613,000
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	617,000
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	621,000
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	626,100
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	631,100
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	636,100
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	641,100
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	646,200
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	651,300
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	656,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	661,400
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	666,700
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	671,900
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	677,100
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	682,300
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	687,900
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	693,500
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	699,100
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	704,600
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	709,500
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	714,400
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	719,300
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	724,100
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	729,000
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	733,900
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	738,800
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	743,600
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	748,200
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	752,700
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	757,200
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	761,700
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	766,000
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	770,300
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	774,500
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	778,700



38	360,400	428,600	483,300	542,500	782,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900	786,200
40	365,200	432,600	486,900	545,500	789,900
41	367,500	434,600	488,600	547,000	793,600
42	368,900	436,400	490,400	548,400	796,600
43	370,400	438,100	492,200	549,800	799,600
44	371,900	439,900	494,000	551,100	802,600
45	373,400	441,800	495,600	552,300	805,500
46	374,800	443,600	497,300	553,300	808,500
47	376,300	445,400	499,100	554,300	811,500
48	377,800	447,100	500,900	555,300	814,500
49	379,100	448,900	502,500	556,300	817,400
50	380,100	450,600	503,800	557,200	820,400
51	381,100	452,400	505,100	558,100	823,400
52	382,100	454,200	506,400	559,000	826,400
53	383,100	456,100	507,700	559,800	829,400
54	384,000	457,300	509,000	560,700	832,400
55	384,900	458,500	510,300	561,600	835,400
56	385,800	459,700	511,600	562,500	838,300
57	386,800	460,900	512,600	563,400	841,200
58	387,700	461,900	513,400	564,300	844,200
59	388,500	462,900	514,200	565,200	847,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900	850,200
61	390,100	464,700	515,900	566,800	853,100
62	390,600	465,400	516,700	567,700	856,100
63	391,000	466,100	517,600	568,600	859,100
64	391,500	466,800	518,400	569,500	862,100
65	391,800	467,500	519,300	570,400	865,000
66		468,200	520,200	571,300	868,000
67		468,900	520,900	572,200	871,000
68		469,600	521,800	573,100	873,900
69		470,100	522,700	574,000	876,800
70		470,800	523,500	574,900	879,700
71		471,500	524,400	575,800	882,600
72		472,200	525,300	576,700	885,500
73		472,600	526,100	577,600	888,400
74		473,200	527,000	578,500	891,400
75		473,900	527,900	579,400	894,400
76		474,600	528,600	580,300	897,400
77		475,000	529,400	581,200	900,300
78		475,600	530,300	582,100	903,200
79		476,200	531,200	583,000	906,100

80	476,700	532,100	583,900	909,000
81	477,300	532,900	584,800	911,900
82	477,800	533,800	585,700	914,900
83	478,300	534,700	586,600	917,800
84	478,800	535,600	587,500	920,700
85	479,200	536,400	588,400	923,600
86	479,800	537,300	589,300	
87	480,200	538,200	590,200	
88	480,700	539,100	591,100	
89	481,200	539,900	592,000	
90	481,800		592,900	
91	482,400		593,800	
92	482,800		594,700	
93	483,300		595,600	
94	483,900		596,500	
95	484,500		597,400	
96	485,100		598,300	
97	485,600		599,200	
98			600,100	
99			601,000	
100			601,900	
101			602,800	
102			603,700	
103			604,600	
104			605,500	
105			606,400	
106			607,300	
107			608,200	
108			609,100	
109			610,000	
110			610,900	
111			611,800	
112			612,700	
113			613,600	
114			614,500	
115			615,400	
116			616,300	
117			617,200	
118			618,100	
119			619,000	
120			619,900	
121			620,800	

	122				621,700	
	123				622,600	
	124				623,500	
	125				624,400	
	126				625,300	
	127				626,200	
	128				627,100	
	129				628,000	
	130				628,900	
再雇用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

## 別表第2（第2条関係）

## 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	

42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	443,400
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	444,200
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	445,000
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	445,600
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,700	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,900	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,200	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,500	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,800	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	407,000	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86	243,100	288,300	324,200	345,100			
87	243,500	288,500	324,400	345,400			

88	243, 900	288, 700	324, 800	345, 700
89	244, 400	289, 100	325, 200	346, 100
90		289, 300	325, 600	346, 400
91		289, 500	326, 000	346, 800
92		289, 700	326, 400	347, 100
93		290, 100	326, 700	347, 500
94		290, 300	326, 900	347, 800
95		290, 500	327, 300	348, 100
96		290, 800	327, 600	348, 400
97		291, 200	327, 800	348, 700
98		291, 500	328, 100	349, 100
99		291, 700	328, 400	349, 500
100		292, 000	328, 700	349, 900
101		292, 300	328, 900	350, 400
102		292, 500	329, 200	350, 800
103		292, 700	329, 600	351, 200
104		293, 000	329, 800	351, 600
105		293, 300	329, 900	352, 100
106		293, 600	330, 200	352, 600
107		293, 900	330, 600	353, 100
108		294, 200	330, 800	353, 600
109		294, 500	331, 000	354, 100
110			331, 400	354, 600
111			331, 800	355, 100
112			332, 200	355, 600
113			332, 400	356, 100
114			332, 600	356, 600
115			332, 800	357, 100
116			333, 000	357, 600
117			333, 200	358, 100
118			333, 400	358, 600
119			333, 600	359, 100
120			333, 800	359, 600
121			334, 000	360, 100
122			334, 200	360, 600
123			334, 400	361, 100
124			334, 600	361, 600
125			334, 800	362, 100
126			335, 000	362, 600
127			335, 200	
128			335, 400	
129			335, 600	
130			335, 800	
131			336, 000	
132			336, 200	
133			336, 400	

134	336,600
135	336,800
136	337,000
137	337,200
138	337,400
139	337,600
140	337,800
141	338,000
142	338,200
143	338,400
144	338,600
145	338,800
146	339,000
147	339,200
148	339,400
149	339,600
150	339,800
151	340,000
152	340,200
153	340,400
154	340,600
155	340,800
156	341,000
157	341,200
158	341,400
159	341,600
160	341,800
161	342,000
162	342,200
163	342,400
164	342,600
165	342,800
166	343,000
167	343,200
168	343,400
169	343,600
170	343,800
171	344,000
172	344,200
173	344,400
174	344,600
175	344,800
176	345,000
177	345,200
178	345,400

再雇用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士及びその他の技師に適用する。



## 別表第3 (第2条関係)

## 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	287,200	333,500	379,400	444,600
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	289,200	335,700	382,100	447,200
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	291,200	337,900	384,800	449,700
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	293,200	340,100	387,500	452,300
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	295,000	342,300	389,700	454,700
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	296,900	344,500	392,100	457,200
	7	168,900	200,500	245,300	264,600	298,800	346,700	394,500	459,700
	8	170,400	202,800	246,600	265,800	300,700	348,900	396,800	462,200
	9	171,700	205,200	247,700	267,000	302,700	350,600	398,900	464,600
	10	173,400	206,600	248,800	268,100	304,600	352,600	401,000	467,000
	11	175,000	208,000	249,700	269,700	306,500	354,600	403,200	469,600
	12	176,600	209,400	250,600	271,300	308,400	356,600	405,600	472,000
	13	178,100	210,800	251,900	272,800	310,100	358,800	407,600	474,500
	14	180,100	212,300	253,000	274,400	311,900	360,900	409,700	476,000
	15	182,100	213,800	253,800	276,000	313,700	363,000	411,900	477,300
	16	184,100	215,000	254,900	277,600	315,500	365,100	414,100	478,600
	17	186,300	216,400	255,700	279,200	317,400	367,100	416,200	479,800
	18	188,400	217,900	257,000	280,700	319,100	369,200	418,400	481,100
	19	190,500	219,400	258,200	282,200	320,800	371,300	420,600	482,400
	20	192,600	220,900	259,300	283,700	322,500	373,400	422,800	483,700
	21	194,700	222,300	260,200	285,300	324,100	375,200	424,700	484,900
	22	196,900	224,000	261,400	286,900	325,700	377,300	426,600	486,300
	23	199,100	225,700	262,600	288,500	327,300	379,400	428,500	487,700
	24	201,300	227,400	263,800	290,000	328,900	381,500	430,400	488,900
	25	203,300	228,800	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100	490,300
	26	204,600	230,500	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700	491,600
	27	205,900	232,200	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400	493,000
	28	207,200	233,900	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000	494,400
	29	208,400	235,500	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300	495,800
	30	209,600	236,900	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700	496,900
	31	210,900	238,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300	498,000
	32	212,100	239,300	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800	499,100
	33	213,400	240,600	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500	500,200
	34	214,700	241,700	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100	501,100
	35	216,000	242,600	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600	502,000
	36	217,300	243,700	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200	502,900
	37	218,700	244,800	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600	
	38	220,100	245,900	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000	
	39	221,400	246,800	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500	
	40	222,800	247,900	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000	
	41	223,800	248,800	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300	
	42	225,200	250,000	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200	
	43	226,600	251,100	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100	

44	228,000	252,300	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	229,200	253,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	230,600	254,600	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	231,900	255,900	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	233,200	257,200	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	234,300	258,300	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	235,400	259,700	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	236,400	260,900	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	237,500	262,100	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	238,600	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	239,700	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	240,700	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	241,700	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	242,600	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	243,800	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	244,900	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	246,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	247,100	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	248,300	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	249,500	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,700	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,600	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,700	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	254,000	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,300	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400		
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900		
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500		
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000		
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400		
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000		
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600		
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000		
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500		
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700		
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300		
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800		
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400		
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000		
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600		
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500		
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100		

92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,000	353,100	371,400	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	297,300	329,100	362,500		
115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400		
117	298,300	330,000	363,800		
118	298,600	330,300	364,300		
119	298,900	330,700	364,800		
120	299,300	330,900	365,300		
121	299,600	331,100	365,700		
122	300,000	331,400	366,200		
123	300,400	331,700	366,700		
124	300,800	332,000	367,200		
125	301,000	332,200	367,600		
126	301,200	332,500			
127	301,600	332,900			
128	302,000	333,100			
129	302,200	333,200			
130	302,500	333,600			
131	302,900	334,000			
132	303,300	334,200			
133	303,500	334,500			
134	303,800	334,900			
135	304,200	335,300			
136	304,500	335,700			
137	304,700	336,000			
138	305,000	336,400			
139	305,400	336,800			

140	305,700	337,200							
141	305,900	337,500							
142	306,300	337,900							
143	306,700	338,300							
144	307,000	338,700							
145	307,100	339,000							
146	307,400	339,400							
147	307,700	339,800							
148	308,100	340,200							
149	308,300	340,500							
150	308,500	340,900							
151	308,800	341,300							
152	309,100	341,700							
153	309,500	342,000							
154	309,700								
155	309,900								
156	310,200								
157	310,600								
158	310,900								
159	311,200								
160	311,500								
161	311,900								
162	312,200								
163	312,500								
164	312,800								
165	313,200								
166	313,500								
167	313,800								
168	314,100								
169	314,500								
再雇用 職員		234,300	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700	375,700

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師に適用する。

## 別表第4（第2条関係）

## 事務系給料表（1）

職員の 区分	職務の給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の 職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900

42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	467,700
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,400	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	445,000	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	445,600	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	446,200	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	446,800	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	447,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	448,000	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	448,600	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	449,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	449,800	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	450,400	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	451,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	451,600	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	452,200	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	452,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	453,400	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	454,000	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	454,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	455,200	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	455,800	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000		409,200		
87	242,900	291,500	338,800	377,400		409,400		

88	243,600	291,900	339,200	377,800		409,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200		409,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700		410,000			
91	245,300	292,900	340,400	379,100		410,200			
92	245,800	293,300	340,800	379,500		410,400			
93	246,100	293,400	341,000	379,800		410,600			
94	246,600	293,600	341,400			410,800			
95	247,100	294,000	341,900			411,000			
96	247,600	294,400	342,300			411,200			
97	247,900	294,600	342,400			411,400			
98	248,300	294,900	342,900			411,600			
99	248,700	295,300	343,300			411,800			
100	249,100	295,700	343,600			412,000			
101	249,400	295,900	343,900			412,200			
102	249,800	296,200	344,300			412,400			
103	250,200	296,600	344,700			412,600			
104	250,600	296,900	345,100			412,800			
105	250,900	297,100	345,600			413,000			
106	251,200	297,400	346,000			413,200			
107	251,500	297,800	346,400			413,400			
108	251,800	298,100	346,800			413,600			
109	252,100	298,300	347,300			413,800			
110		298,700	347,700			414,000			
111		299,100	348,000			414,200			
112		299,400	348,300			414,400			
113		299,500	348,800			414,600			
114		299,800				414,800			
115		300,100				415,000			
116		300,500				415,200			
117		300,700				415,400			
118		300,900				415,600			
119		301,200				415,800			
120		301,500				416,000			
121		301,900				416,200			
122		302,100				416,400			
123		302,400				416,600			
124		302,700				416,800			
125		303,000				417,000			
再雇用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

## 別表第5（第2条関係）

## 事務系給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員	1	125,300	176,400	197,000
	2	126,200	177,900	198,400
	3	127,300	179,400	199,800
	4	128,200	180,900	201,200
	5	129,200	182,200	202,600
	6	130,200	183,700	204,100
	7	131,200	185,200	205,500
	8	132,200	186,700	207,000
	9	133,000	188,200	208,500
	10	134,000	189,300	210,100
	11	135,000	190,600	211,700
	12	136,200	191,800	213,300
	13	137,000	193,200	214,700
	14	138,000	194,200	216,400
	15	139,000	195,400	218,100
	16	140,000	196,600	219,700
	17	141,100	197,700	221,100
	18	142,300	198,800	222,300
	19	143,500	199,700	223,500
	20	144,700	200,600	224,700
	21	145,800	201,500	226,000
	22	147,000	202,600	227,600
	23	148,200	203,700	229,200
	24	149,400	204,700	230,800
	25	150,600	205,700	232,400
	26	152,100	207,000	233,900
	27	153,600	208,300	235,400
	28	155,100	209,600	236,900
	29	156,500	210,900	238,300
	30	158,000	212,200	239,700
	31	159,500	213,500	241,100
	32	161,000	214,800	242,400
	33	162,500	215,500	243,600
	34	164,300	216,900	245,000
	35	166,100	218,200	246,300
	36	167,900	219,600	247,700
	37	169,700	220,700	249,000
	38	171,400	222,000	250,400
	39	173,100	223,300	251,800
	40	174,800	224,500	253,200
	41	176,400	225,600	254,400



42	177, 800	226, 800	255, 700
43	179, 200	228, 000	257, 000
44	180, 600	229, 200	258, 300
45	182, 100	230, 400	259, 300
46	183, 500	231, 600	260, 400
47	184, 900	232, 800	261, 600
48	186, 300	233, 900	262, 800
49	187, 600	235, 100	264, 100
50	188, 800	236, 300	265, 300
51	189, 800	237, 500	266, 500
52	191, 000	238, 700	267, 500
53	192, 100	239, 800	268, 600
54	193, 200	240, 800	269, 800
55	194, 300	241, 800	271, 000
56	195, 400	242, 800	272, 200
57	196, 500	243, 800	273, 200
58	197, 600	244, 800	274, 300
59	198, 700	245, 800	275, 400
60	199, 700	246, 800	276, 400
61	200, 800	247, 800	277, 500
62	201, 600	248, 700	278, 600
63	202, 400	249, 600	279, 700
64	203, 200	250, 500	280, 800
65	203, 800	251, 500	281, 700
66	204, 400	252, 300	282, 500
67	205, 100	253, 100	283, 300
68	205, 800	253, 800	284, 200
69	206, 200	254, 600	285, 100
70	206, 700	255, 200	285, 900
71	207, 000	255, 800	286, 700
72	207, 500	256, 300	287, 400
73	208, 000	256, 600	288, 200
74	208, 600	257, 000	289, 000
75	209, 200	257, 500	289, 800
76	210, 000	258, 000	290, 600
77	210, 200	258, 600	291, 200
78	210, 900	259, 000	291, 800
79	211, 600	259, 500	292, 300
80	212, 300	260, 000	292, 700
81	213, 000	260, 300	293, 100
82	213, 700	260, 600	293, 600
83	214, 400	260, 900	294, 100
84	215, 100	261, 200	294, 600
85	215, 800	261, 400	295, 000
86	216, 500	261, 800	295, 600
87	217, 200	262, 100	296, 200

88	217,900	262,400	296,800
89	218,400	262,600	297,100
90	219,000	262,800	297,600
91	219,600	263,200	298,100
92	220,200	263,400	298,600
93	220,600	263,700	299,000
94	221,100	264,100	299,500
95	221,600	264,500	300,000
96	222,100	264,900	300,500
97	222,700	265,100	300,800
98	223,200	265,400	301,200
99	223,700	265,600	301,700
100	224,200	265,900	302,200
101	224,800	266,200	302,600
102	225,300	266,400	303,000
103	225,900	266,700	303,400
104	226,500	267,000	303,800
105	226,900	267,200	304,100
106	227,400	267,400	304,500
107	227,900	267,700	304,900
108	228,300	267,900	305,300
109	228,500	268,200	305,600
110	228,900	268,500	306,000
111	229,400	268,800	306,400
112	229,900	269,000	306,800
113	230,300	269,200	307,000
114	230,800	269,500	307,400
115	231,300	269,700	307,800
116	231,800	269,900	308,100
117	232,100	270,200	308,400
118	232,500	270,500	308,800
119	232,900	270,800	309,100
120	233,300	271,100	309,400
121	233,700	271,200	309,600
122		271,500	310,000
123		271,800	310,300
124		272,100	310,600
125		272,200	310,800
126		272,500	311,200
127		272,800	311,500
128		273,100	311,800
129		273,200	312,000
130		273,500	312,400
131		273,800	312,800
132		274,100	313,200
133		274,200	313,400

	134		274,500	
	135		274,800	
	136		275,100	
	137		275,200	
再雇用職員		191,700	202,900	225,000

備考 この表は、別に定める職員に適用する。

## 別表第6 (第2条関係)

## 教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員	1	178,200	213,000	272,600	299,500
	2	180,800	215,100	275,600	303,600
	3	183,400	217,200	278,400	307,300
	4	186,100	219,300	281,200	311,000
	5	188,800	221,200	284,100	314,800
	6	191,600	223,300	286,700	318,100
	7	194,400	225,400	289,000	321,300
	8	197,300	227,400	291,400	324,500
	9	200,200	229,600	293,900	327,800
	10	203,200	232,000	296,500	331,200
	11	206,100	234,400	298,900	334,000
	12	209,000	236,800	301,500	337,100
	13	211,700	239,000	303,800	339,600
	14	213,400	241,300	305,800	342,400
	15	215,200	243,600	307,900	345,100
	16	216,900	245,900	309,900	347,800
	17	218,600	248,200	312,500	350,700
	18	220,400	251,300	315,600	354,000
	19	222,200	254,400	318,800	357,400
	20	223,800	257,500	322,000	360,800
	21	225,700	260,300	325,000	363,800
	22	227,600	263,300	328,100	366,900
	23	229,600	266,200	331,200	370,000
	24	231,600	269,100	334,300	373,200
	25	233,400	271,900	337,400	376,600
	26	235,400	274,500	340,400	379,300
	27	237,300	277,000	343,300	381,900
	28	239,300	279,700	346,300	384,700
	29	241,100	282,600	349,200	387,400
	30	243,000	284,800	351,800	389,800
	31	245,000	286,800	354,400	392,200
	32	247,000	289,000	357,000	394,600
	33	248,800	291,100	359,600	397,400
	34	250,800	293,200	361,800	399,600
	35	252,700	295,400	364,100	401,900
	36	254,600	297,500	366,400	404,200
	37	256,200	299,600	368,700	406,700
	38	257,900	302,000	370,900	408,900
	39	259,400	304,500	373,200	411,200
	40	261,000	307,000	375,500	413,500
	41	262,700	309,400	377,800	415,400
	42	263,900	311,800	379,900	417,500

43	264,800	314,200	382,000	419,700
44	265,900	316,600	384,100	421,800
45	267,000	318,800	386,000	424,100
46	267,900	321,200	388,000	425,800
47	268,700	323,600	390,000	427,900
48	269,500	326,100	392,000	429,700
49	270,600	328,600	393,600	431,400
50	271,700	331,000	395,400	433,200
51	273,000	333,300	397,200	435,100
52	274,300	335,700	399,000	436,900
53	275,400	338,000	400,200	438,200
54	276,600	340,000	401,800	439,600
55	277,800	342,000	403,500	441,100
56	279,000	344,000	405,200	442,600
57	280,100	345,900	406,700	444,300
58	281,500	347,900	408,400	445,700
59	282,900	349,900	410,100	447,200
60	284,300	351,900	411,700	448,500
61	285,500	353,800	413,100	449,300
62	286,900	355,700	414,700	450,800
63	288,300	357,600	416,300	451,900
64	289,600	359,500	417,900	453,000
65	290,800	361,400	419,300	454,100
66	292,100	363,300	420,300	454,600
67	293,400	365,200	421,300	455,200
68	294,700	367,000	422,300	455,800
69	296,100	368,700	423,300	456,500
70	297,200	370,500	424,300	457,000
71	298,300	372,300	425,400	457,700
72	299,300	374,100	426,400	458,200
73	300,500	375,600	427,100	458,700
74	301,600	377,200	427,900	458,900
75	302,700	378,800	428,900	459,400
76	303,800	380,400	429,900	459,800
77	304,600	382,100	430,900	460,500
78	305,600	383,800	431,900	461,300
79	306,600	385,500	432,900	462,100
80	307,600	387,200	433,900	462,700
81	308,400	388,700	434,600	463,300
82	309,300	390,200	435,500	
83	310,200	391,800	436,400	
84	311,100	393,400	437,200	
85	311,800	394,500	438,100	
86	312,600	395,800	438,900	
87	313,400	397,200	439,700	
88	314,300	398,600	440,600	
89	315,200	399,900	441,300	

90	316,000	401,100	441,800
91	316,800	402,200	442,400
92	317,600	403,400	442,800
93	318,300	404,300	443,300
94	319,000	405,400	443,900
95	319,700	406,500	444,400
96	320,400	407,600	445,000
97	320,800	408,500	445,400
98	321,200	409,500	445,900
99	321,600	410,500	446,500
100	322,000	411,500	447,100
101	322,300	412,300	447,500
102	322,700	413,300	
103	323,100	414,300	
104	323,500	415,300	
105	323,900	415,900	
106	324,400	416,700	
107	324,900	417,600	
108	325,400	418,500	
109	325,800	419,400	
110	326,300	420,300	
111	326,800	421,200	
112	327,300	422,000	
113	327,600	422,800	
114	328,100	423,300	
115	328,500	423,800	
116	329,000	424,300	
117	329,300	424,700	
118	329,700	425,300	
119	330,200	425,800	
120	330,700	426,400	
121	330,900	426,600	
122	331,300	427,100	
123	331,800	427,700	
124	332,100	428,100	
125	332,300	428,500	
126	332,600		
127	333,100		
128	333,600		
129	333,800		
130	334,200		
131	334,700		
132	335,100		
133	335,300		
134	335,700		
135	336,200		
136	336,500		

	137	336,800			
	138	337,200			
	139	337,600			
	140	338,000			
	141	338,500			
再雇用職員		250,300	297,200	315,000	329,000

備考 この表は、教員に適用する。











別表第7（第8条関係）

級別標準職務基準表

1 医療職給料表（1）

- 5級 1 部長
- 4級 1 部長又は副部長
- 2 4級相当の主任医長又は医長
- 3級 1 医長
- 2 3級相当の主任医員
- 2級 1 主任医員
- 2 2級相当の医員
- 1級 1 医員

2 医療職給料表（2）

- 8級 1 局長
  - 7級 1 副局長
  - 6級 1 次長、技師長又は科長
  - 5級 1 副技師長、技師長補佐
  - 2 5級相当の専門職・専任職
  - 4級 1 主査
  - 2 4級相当の副主査
  - 3級 1 副主査、主任
  - 2級 1 2級相当の技師
  - 1級 1 技師
- 備考 「技師」は、「技師及び技士」の総称とする。

3 医療職給料表（3）

- 8級 1 看護局長
- 7級 1 副看護局長
- 6級 1 看護局長補佐
- 5級 1 師長
- 4級 1 副師長、主任
- 3級 1 副主任
- 2級 1 保健師、助産師、看護師
- 1級 1 准看護師

4 事務系給料表(1)

- 8級 1 事務局長
- 2 8級相当の専門職・専任職
- 7級 1 事務次長
- 2 7級相当の専門職・専任職
- 6級 1 課長
- 2 6級相当の専門職・専任職
- 5級 1 課長補佐
- 2 5級相当の専門職・専任職
- 4級 1 主査
- 3級 1 副主査
- 2級 1 主任
- 1級 1 主事

5 事務系給料表(2)

- 3級 1 長
- 2級 2 主任
- 1級 3 員

6 教育職給料表

- 4級 1 教務長
- 3級 1 副教務長
- 2級 1 主任
- 1級 1 教員

別表第8（第9条関係）

初任給基準表

1 医療職給料表（1）

職種	学歴免許	初任給	備考
医師、歯科医師	医大卒	1級1号給	

2 医療職給料表（2）

職種	学歴免許	初任給	備考
薬剤師	大学6卒	2級21号給	
	大学卒	2級5号給	
管理栄養士	大学卒	2級5号給	
栄養士	短大2卒	1級13号給	
診療放射線技師	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
臨床検査技師	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
理学療法士、作業療法士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
臨床工学技士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
視能訓練士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
言語聴覚士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
社会福祉士	大学卒	2級5号給	
精神保健福祉士	大学卒	2級5号給	
臨床心理士	大学卒	2級5号給	
歯科衛生士	短大3卒	1級21号給	
	短大2卒	1級13号給	
歯科技工士	短大2卒	1級13号給	

3 医療職給料表（3）

職種	学歴免許	初任給	備考
保健師、助産師、看護師	大学卒	2級15号給	
	短大3卒	2級11号給	
	短大2卒	2級7号給	
准看護師	高校卒	1級9号給	
	中学卒	1級5号給	
備考 准看護師に3年以上従事し保健師、助産師又は看護師となった職員の初任給欄の号給は「大学卒」は2級19号給、「短大卒」は2級17号給とする。			

4 事務系給料表（1）

職種	学歴免許	初任給	備考
別に定める	大学卒	1級29号給	
	高校卒	1級9号給	

5 事務系給料表（2）

職種	学歴免許	初任給	備考
別に定める	高校卒	1級17号給	

	中卒	1 級 5 号給	
--	----	----------	--

6 教育職給料表

職種	学歴免許	初任給	備考
教員	大学卒	1 級17号給	
	短大 3 卒	1 級13号給	
	短大 2 卒	1 級 5 号給	

別表第9（第10条関係）

管理職手当表

1 医療職給料表（1）

職務の級	職	管理職手当の額
5級	部長	117,100円
4級	部長又は副部長	110,100円
	主任医長又は医長	82,600円
3級	医長	77,100円
	主任医員	51,400円
2級	主任医員	47,700円

備考 年俸制を適用する職員は、対象外とする。

2 医療職給料表（2）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	局長	72,600円
7級	副局長	52,600円
6級	次長、技師長又は科長	49,900円
5級	副技師長、技師長補佐、他5級の職	35,300円

備考 「技師」は、「技師及び技士」の総称とする。

3 医療職給料表（3）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	看護局長	66,300円
7級	副看護局長	47,400円
6級	看護局長補佐	39,500円
5級	師長	35,800円
4級	副師長	32,200円

4 事務系給料表（1）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	事務局長、他8級の職	73,500円
7級	事務次長、他7級の職	53,100円
6級	課長、他6級の職	41,600円
5級	課長補佐、他5級の職	35,700円

5 教育職給料表

職務の級	職	管理職手当の額
4級	教務長	44,200円
3級	副教務長	42,700円



別表第10（第14条関係）

特殊勤務手当表

種類	支給対象職員	単位	手当の額	備考
診療業務手当	医師又は歯科医師として医療に従事する職員	月額	1,500,000円以内	
夜間診療業務手当	医師として夜間診療業務に従事する職員	1回	10,000円	
診療支援手当	医師又は歯科医師として地域医療支援センターから派遣され医療に従事する職員	月額	500,000円以内	
第1特殊勤務手当	日勤助産師、日勤看護師、日勤准看護師、放射線取扱主任、電気主任技術者、介護福祉士又は介護員としてそれらの業務に従事する職員	月額	4,000円	
第2特殊勤務手当	看護師、准看護師、陽子線放射断層撮影に使用する薬品の合成及び試験に関する業務に従事する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は臨床工学技士としてそれらの業務に従事する職員	月額	8,000円	
第3特殊勤務手当	助産師として助産業務に従事する職員	月額	10,000円	
第4特殊勤務手当	教員として附属看護専門学校の教員業務に従事する職員	月額	12,000円	
第5特殊勤務手当	特定行為に係る看護師の研修制度において特定行為研修を修了し、特定行為に係る業務に従事する職員	月額	18,000円	指導的立場にあり、看護局長の推薦を受けた職員
			28,000円	
PET画像診断センター看護業務手当	看護師又は准看護師としてPET画像診断センターにおいて看護業務に従事する職員	日額	100円	
夜間看護業務手当	助産師、看護師、准看護師又は看護補助員として夜間看護業務に従事する職員	1回	2,100円	長時間日勤・有資格者
			4,000円	準夜勤・有資格者
			4,500円	深夜勤・有資格者
			6,400円	短時間夜勤・有資格者
			85,00円	夜勤・有資格者
			3,900円	夜勤・無資格者
解剖業務手当	病理解剖補助員として解剖業務に従事した場合	1件	1,200円	
			1,700円	午後10時から翌日の午前5時までの間
夜間技師業務手当	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等として夜間業務に従事する職員	1回	3,200円	準夜勤
			3,700円	深夜勤
			6,900円	夜勤
夜間介護業務手当	介護福祉士又は介護員として夜間介護業務に従事する職員	1回	6,900円	夜勤・有資格者
			3,900円	夜勤・無資格者
災害医療派遣手当	被災地に医療支援のため派遣された職員	日額	50,000円	医師
			30,000円	技師、看護師
			20,000円	その他

別表第11（第18条関係）

宿日直手当額表

種別	金額	備考
宿日直手当	5,000円	午後5時15分から翌日8時30分まで
日直手当	4,200円	午前8時30分より午後5時15分まで
半日直手当	2,100円	午前8時30分より午後0時15分まで 又は午後1時30分より午後5時15分まで

宿日直手当額については給料14万円未満の額として、給料3万円を増すごとに300円（半日直については150円）を増額する。